

「水柱」対策に関する役場からのお知らせ

令和4年8月8日午後5時頃、住宅地にほど近い飯生神社前の林地からごう音とともに現れた水柱は、50日間の長きにわたり近隣住民や行政を悩ませ続けましたが、9月26日未明、突如として噴出が止まって以降静寂を保っています。

現在は、噴出の主な原因と考えられるガスの湧出深度、噴出停止要因、その他の影響等を解明するため、専門家の助言をいただきながら地域の安全に配慮しつつ、令和6年3月13日までの工期で対策工事を施工中であります。

近隣にお住まいの方々への支援について

町内外の企業や個人からいただいた寄附金をもとに、水柱の騒音等により精神的苦痛を生じた方に対する見舞金の支給、噴出水により住宅被害を受けた住宅所有者に対する修繕費用の一部補助を実施します。

◆水柱騒音被害見舞金

○支給対象者

「対象区域図」内に居住し、かつ令和4年8月8日から9月26日までの間に住民登録をしている方または住民登録をしていない場合は居住実態を証明できる方

○見舞金の額 支給対象者1人につき10,000円

○申請期限 令和5年12月29日まで

○申請方法

役場職員が訪問して申請手続することを希望の方は役場へ連絡願います。ご自分で申請する方は「水柱騒音被害見舞金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、通帳の写しなど口座番号を確認できるものを添付して役場へ提出してください。

◆水柱被害住宅修繕支援事業補助金

○対象工事

「対象区域図」内の被害住宅に係る屋根・外壁の修繕、住宅に付帯する建築物の修繕（車庫、倉庫等）、住宅に付帯する屋外設備の修繕（アンテナ等）で、令和4年8月8日から3年以内に行ったもの

○支給対象者

被害住宅を所有し、その住宅に居住している方またはその住宅を居住の用に供している方

○補助金の額

工事に要する経費の2分の1の額で60万円を限度、アパートは120万円を限度

○補助金申請

工事の完了後3カ月以内（ただし、令和5年6月8日以前に工事が完了している方は速やかに申請願います。）

○申請方法

修繕を検討または工事が完了している方は、事前に役場へご相談願います。

対象区域図



この図は、令和4年8月19日に騒音測定した結果を基に、この地域の騒音による屋間の環境基準値55dBを超える区域を示したものである。

【お問い合わせ・申請先】 総務課 防災交通係 (☎2-2451)